

7 文科施第 201 号  
令和 7 年 6 月 4 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の 認 定 を  
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長  
各 文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 の 長  
各 文 部 科 学 省 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長  
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団 理 事 長  
公 立 学 校 共 済 組 合 理 事 長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長  
笠原 隆

#### 夏季の省エネルギーの取組について（通知）

日頃より省エネルギーの取組に御協力いただきありがとうございます。

この度、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において「夏季の省エネルギーの取組について」が決定されました。

については、別添を参照の上、夏季の省エネルギーの取組を推進していただくようお願いいたします。

特に、学校設置者におかれては、熱中症予防に留意し、適切な学習環境を確保した上で、無理のない範囲で省エネルギーの取組を推進していただくようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して、また、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人（私立学校法第 152 条第 5 項に規定する専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。）に対しても、これらのことについて御周知いただくようお願いいたします。

（添付書類）

別添 夏季の省エネルギーの取組について

(参考)

経済産業省資源エネルギー庁 HP (省エネポータルサイト パンフレット一覧)  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/media/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html)

文部科学省 HP (省エネ法、グリーン購入法等への取組)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/green/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm)

問合せ先 文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課 エネルギー対策企画係 電話 03-5253-4111 (内線 2324)
---